（工学部・工学研究科）

２０２１年度学習奨励費（特別追加採用・６か月）

受給者の募集

2021.9.2

１．対象者

① 私費外国人留学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生を除く。）

② 在留資格「留学」を有する者（変更手続き中の者、予定者を含む。）

③ 学部、大学院正規生で、2021 年 10 月 1 日現在本学に在籍する者のうち、日本に「留学」の在留資格で在留し、休学予定でない者。（留年しているものは除く。）

２．条件

別紙「推薦者の資格留意点」の「２．条件」を参照のこと。

３．提出書類（以下の書類をメールで（eng-mon@grp.toohku.ac.jp）に提出すること。

① 申請書（所定様式）エクセルファイル「申請書（日）」か「申請書（英）」のいずれかに入力。
「推薦者一覧」は入力不要。

② 在留カードのコピー（両面）

③ 「ゆうちょ銀行通常貯金口座」通帳コピー（口座名義、口座番号がわかるページ）

④ 語学能力を確認できる証明書コピー（TOEFL, TOEIC, IELTS, JLPT など）

⑤ 私費外国人留学生身上書（所定用紙）

⑥ 家計状況申告書（所定用紙）

＊⑤、⑥については、2021 年 4 月以降にほかの民間奨学金応募ですでに提出したことがある場合は不要

４．申請書類の提出先

工学部・工学研究科教務国際交流係（eng-mon@grp.tohoku.ac.jp）にメールで提出。

５．締切　　2021 年 9 月 17 日（金）

２０２１年度留学生受入れ促進プログラム（６か月採用）募集要項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、２０２１年度留学生受入れ促進プログラム（６か月採用）受給者を、下記により募集する。

１．趣旨

留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）（以下「学習奨励費」という。）は、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第３学年以上（専攻科を含む。）、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費を給付することにより、その学習効果を一層高めるとともに、我が国と諸外国との教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進するものとする。

２．定義

この要項において「私費外国人留学生」とは、我が国の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年１０月４日政令第３１９号）別表第１に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む。））で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

※出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）附則第５条第２項の規定により、「就学」の在留資格は「留学」と読み替えることとする。

３．給付の内容

（１）給付期間

学習奨励費は１か月を単位として給付し、その給付期間は、原則として、受給者として決定した年度の１０月分から翌年の３月分までの間の６か月を超えない期間とする。

原則として６か月給付の奨学金であるので、２０２２年３月まで受給を希望する者を推薦すること（年度途中の卒業・修了予定者の推薦は差し支えない）。

（２）給付月額

学習奨励費の給付月額は、４８，０００円とする。

４．応募者及び受給者の条件

（１）対象

①大学院レベル

・我が国の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍する私費外国人留学生

②学部レベル

・我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第３学年以上（専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学又は短期大学が設置する専攻科に正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学又は短期大学が設置する留学生別科に正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍する私費外国人留学生

※短期留学生等（主として大学間交流協定等に基づき他の大学等に在籍しつつ、概ね１学年以内の教育を受ける交換留学生等）及び在籍していても休学中の者は含めない。

（２）条件

我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難があり、かつ、次の①から⑦の条件を満たす者とする。

①次に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が２．３０以上（３．００満点）であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、各レベルごとの成績評価係数相当以上で特に成績が優秀と認められる者であること。

［成績評価係数の算出方法］（小数点第３位を四捨五入）

下記の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

	成　績　評　価				
４段階評価（パターン１）		優	良	可	不可
４段階評価（パターン２）		A	B	C	F
４段階評価（パターン３）		100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点～
５段階評価（パターン４）	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点～
５段階評価（パターン５）	S	A	B	C	F
５段階評価（パターン６）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	**３**	**３**	**２**	**１**	**０**

（計算式）

(「評価ポイント3の単位数」×３)＋(「評価ポイント2の単位数」×２)＋(「評価ポイント1の単位数」×１)＋(「評価ポイント0の単位数」×０)

総登録単位数

※履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数をすべて科目数に置き換えて算出すること。

②語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者。ただし、留学生別科に正規生として在籍している者並びに準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍している者を除く。

ア　日本語能力　独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてＮ２レベル以上に合格した者、機構が実施する日本留学試験の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が 200 点以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者

イ　英語能力　CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）においてＢ２レベル以上であると認められる者

③学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。
④仕送りが平均月額９０，０００円以下であること（入学料・授業料等は含まない）。
⑤在日している扶養者の年収が５００万円未満であること。（扶養者の年収の額については、源泉徴収票又は納税証明書を提出させるなど、各在籍大学等において正確に把握すること。）
⑥学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者ではないこと。
⑦機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。

５．申請及び受給候補者の推薦

学習奨励費の給付を受けようとする者は、在籍大学等の長を通じて申請することとし、申請者が在籍する大学等の長は、申請があった場合、「４．応募者及び受給者の条件」に規定する資格の有無を審査の上、以下（１）の方法により機構理事長に推薦すること（別に定める推薦依頼数を超えないこと）。

推薦については、予約枠、特別枠からそれぞれ推薦を行うこと。予約枠については、留学生受入れ促進プログラム予約制度による給付予約者又は予約内定者として大学等へ入学した者を推薦対象とし、特別枠については、日本留学海外拠点連携推進事業、留学生就職促進プログラム、留学生就職促進教育プログラム認定制度又は特別追加採用（６か月）において推薦依頼数がある大学等が推薦を行うこと。また、予約枠・特別枠については、各枠の要件を満たす者を推薦すること。

（１）インターネットを利用した「留学生給与等給付システム（以下「システム」という。）」による受給候補者の報告
※推薦の際は大学等の長の承認を得た上で、システムの「推薦書作成」画面にて大学等の長名を入力し送信すること。

（２）推薦受付期間
２０２１年１０月１日（金）～同１０月１４日（木）
※詳細は「２０２１年度留学生受入れ促進プログラム（６か月採用）事務処理の手引き」（以下「事務処理の手引き」という。）を参照のこと。

６．推薦上の注意事項等

（１）推薦に当たって成績を成績評価係数で表すことができない場合であっても、条件で定められた成績評価係数以上で特に成績が優秀と大学等が認める者であれば推薦可能である。ただし、成績評価係数で表すことができない者については、システムにより、条件で定められた成績評価係数相当以上と判断した理由を報告すること。

（２）推薦に当たっては、留学生本人の成績及び生活状況等につき十分な実態把握に努め、システム入力情報を確認すること。

（３）受給候補者の１０月分の在籍確認の状況については、システムにて受給候補者データ登録の際に報告すること。システムにて「在籍確認者」として登録されていない者は、当該月の学習奨励費は給付されない。（詳細は「事務処理の手引き」の「在籍確認報告」を参照のこと。）

（４）在留カードにより、必ず受給候補者の在留資格が「留学」であることを確認すること。

申請時に他の在留資格から「留学」への変更手続中の場合には、変更手続中であることが確認できる資料（在留資格変更許可申請書の申請受付票写し等）を推薦時に提出すること。資格変更手続き終了後、本人の在留カードを確認し、「留学」に変更した旨を速やかに報告すること（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者に係る異動届（様式２）を使用する）。

（５）文部科学省が発出した平成１８年３月２４日付け１７文科際第２１７号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針及び平成２１年１１月２４日付け２１文科高第２６４号「大学及び公的研究機関における輸出管理について」に十分留意の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野及び外為法に抵触する可能性がある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」等を活用すること。

７．受給者の決定等

機構理事長は、各大学等から推薦のあった者について、機構に設置する留学生受入れ促進プログラム実施委員会の議を経て１１月上旬を目処に受給者を決定する。各大学等は１１月３日から１１月１１日にシステムから新規採用データをダウンロードし、受給者の確認を行うこと。なお、各大学等における採用者数については、機構ウエブサイトに掲載する。

８．受給者の在籍確認

（１）受給者（受給候補者を含む。）の在籍大学等においては、在籍確認簿（様式１）を作成し、月初めに受給者本人に直接署名させ、月ごとの受給者の在籍確認を行うこと。署名を得た在籍確認簿は、必ず各在籍大学等において責任をもって保管しておくこと。なお、保存期間は受給年度の翌年度の４月１日から５年間とする。

（２）在籍大学等は、前項により在籍確認をした受給者について、在籍確認報告期間中にシステムにより機構理事長へ在籍確認報告をすること。日程については機構ウエブサイトに掲載の「留学生給与等給付システム データ処理日程表」を参照すること。

（３）在籍確認報告期間は月に２回とするが、学習奨励費が遅滞なく給付されるように、１回目の在籍確認報告期間にすべての学生の在籍確認状況を報告すること。在籍確認簿に署名を得ている場合でも、システムにて「在籍確認者」として登録され、かつ、在籍確認報告書の提出処理が完了しないと、留学生本人の口座への振込は行われないので十分注意すること。なお、受給者の在籍確認の手続きを怠った場合、機構から指示があった場合を除き、受給者に不利益が生じないよう、在籍大学等において対処すること。

（４）当月中に署名を得ることができない場合は、学習奨励費は給付しない。

（５）機構理事長は、必要に応じ、当該年度及び保存期間中の在籍確認簿の提出を求めることがある。

なお、支給実績があるにもかかわらず提出された在籍確認簿に署名がない、あるいは在籍確認簿の保存期間中にもかかわらず、在籍確認簿が提出できない場合は、既に給付した学習奨励費の全部又は一部を大学等より返納させることができる。

※返納の必要が生じた場合、機構の定める返納期限により機構に返納するものとし、期日までに返納しなかった場合、期限の翌日から納付日までの日数に応じ、未納額につき民法に定める年率5.00%の延滞金が請求されることがある。

９．学習奨励費の給付方法

（１）学習奨励費は、機構理事長が、在籍大学等からの在籍確認報告に基づき、受給者の指定した受給者本人の振込口座に振込を行う。

（２）振込口座は、ゆうちょ銀行通常貯金を使用することとし、推薦時までに口座を開設の上、システムに登録すること。

（３）採用決定後、帰国等の理由により振込口座が解約された場合は、当該月以降の学習奨励費は辞退したものとする。

（４）振込口座が変更になった場合は、文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者に係る異動届（様式２）により、速やかに機構理事長に届け出るものとする。なお、届出を怠ったことにより振込不能等となり回復を行えない場合は、当該月の学習奨励費は辞退したものとする。

１０．受給者の異動

在籍大学等の長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合、文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者に係る異動届（様式２）により、速やかに、機構理事長に届け出るものとする。

なお、（１）から（４）による異動の場合、在籍大学等の長は、機構理事長に補欠者の推薦を、文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者申請書・推薦調書（補欠者推薦用）（様式３）により、行うことができる。（７）の場合の補欠者推薦の可否は、機構理事長が判断する。

（１）在留資格に変更（留学→他の在留資格）が生じたとき

（２）学習奨励費の給付を辞退しようとするとき（修了等も含む。）

（３）転学又は自主退学したとき

（４）受給者の修学状況等が著しく不良であると判断したとき

（５）提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき

（６）停学、退学又は除籍その他在籍大学等からの処分を受けたとき

（７）その他、受給者としての資格を失ったとき

（８）休学又は留学したとき

（９）振込口座、氏名等を変更したとき

※異動届の提出及び補欠者の推薦は、異動する者の給付終了月の１５日までに行うこと。

※（５）、（６）による異動の場合は、補欠者の推薦はできない。

※補欠者は、異動者が大学院レベルの場合は大学院レベルの者を、異動者が学部レベルの場合は学部レベルの者を推薦すること。

１１．学習奨励費の給付の打切り等

機構理事長は、受給者が「１０．受給者の異動」の（１）から（７）までのいずれかに該当する場合には、学習奨励費の給付を打ち切ることができる。

また、機構理事長は、大学等の管理体制や事務処理等に不備があり、学習奨励費の適切な給付が行われていないと判断した場合、受給者への給付を打ち切ることができる。

１２．学習奨励費の休止及びその解除

機構理事長は、受給者が「１０．受給者の異動」の（８）に該当する場合には、学習奨

励費の給付を休止することができる。また、休止された者について、受給年度内にその理由が止んだ場合には、学習奨励費の給付の休止を解除することができる。

１３．学習奨励費の返納

機構理事長は、「１０．受給者の異動」の（５）の事由が生じた場合、又は、（６）の事由が遡って生じた場合、その他、返納が必要と認められる場合は、既に給付した学習奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

また、機構理事長は、大学等の管理体制や事務処理等に不備があり、学習奨励費の適切な給付が行われていないと判断した場合は、既に給付した学習奨励費の全部又は一部を大学等より返納させることができる。

※返納の必要が生じた場合、機構の定める返納期限により機構に返納するものとし、期日までに返納しなかった場合、期限の翌日から納付日までの日数に応じ、未納額につき民法に定める年率5.00%の延滞金が請求されることがある。

１４．受給証明書の発行

在籍大学等の長は、受給者等の申請に基づき、機構理事長に代わって、学習奨励費の受給証明書（様式４）を発行することができる（必ず写しを取り、大学等において保管すること）。

１５．学習状況及び進路状況の報告

在籍大学等の長は、学習奨励費給付期間終了後翌年度の４月末日までに、受給者の学習状況及び進路状況について、システムを通じて機構理事長に報告すること。報告内容が不十分、提出が遅延、あるいは未提出などに該当する大学等に対しては、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に基づき、次年度以降の推薦依頼数又は採用数を減じることがあるので、留意すること。

進路状況については、長期に渡り継続的に調査を行うため、機構理事長の求めに応じ、在籍大学等の長は、元受給者の連絡先及び進路状況を確認し、機構理事長に報告すること。

１６．立入検査

機構理事長は、学習奨励費の適切な給付のために必要があると認めるときは、大学等に機構の職員を派遣し、本制度の実施状況等を検査させることができる。

１７．推薦依頼数、採用数の削減又は募集停止

（１）機構理事長は、大学等における本制度の実施のための管理体制又は事務処理が不適切な場合、当該大学等に対する学習奨励費の推薦依頼数又は採用数を削減することができる。

（２）機構理事長は、大学等が偽りその他不正の行為を行った場合、当該行為の判明した年度の翌年度から起算して５年以内で相当と認める期間、当該大学等に対する学習奨励費の募集を停止し、推薦を受け付けない措置を行うものとする。

１８．関係書類の保存について

本制度における推薦・在籍確認・給付・異動及び報告に係る書類及びデータは、必ず各在籍大学等において責任をもって保管しておくこと。保存期間は受給年度の翌年度の４月１日から５年間とする。

１９．個人情報の取扱いについて

提出書類に記入及びシステムに登録された個人情報は、学習奨励費給付業務及び留学生借り上げ宿舎支援事業等の機構が実施する留学生支援事業のために利用される。

この利用目的の適正な範囲内において、受給候補・受給者の情報が、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供される。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されるが、その他の目的には、利用されない。

２０．提出先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部国際奨学課 学習奨励費担当

住　所：〒１３５－８６３０　東京都江東区青海２－２－１

電　話：０３－５５２０－６０３０

ＦＡＸ：０３－５５２０－６０３１

メールアドレス：iso2@jasso.go.jp

※書類提出の際は簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

別紙１

推薦者の資格留意点

１　対 象 者

私費外国人留学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生を除く。）
在留資格「留学」を有する者（変更手続き中の者、予定者を含む。）

学部レベル	**正規生**	2021 年 10 月 1 日現在で本学に在籍する者のうち，日本に「留学」の在留資格で在留し，かつ休学中でないもの
大学院レベル		

① 正規課程に在籍する学生のみを対象とするため、研究生・特別研究学生・特別聴講学生・科目等履修生は含まない。
② 原則として標準修業年限超過者（留年者）は除くこととする。

２　条 件

学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難であり、次の条件を満たす者

成績評価係数	・前年度の成績評価係数が **2.30 以上**の者 （算出方法は募集要項参照のこと。） ・受給期間中においてそれを維持できる見込みの者 ・成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数相当以上で特に成績が優秀と認められる者
語学要件	以下いずれかの要件を満たす者（日本語・英語のどちらか） 【日本語】 ①　日本語能力試験（JLPT）N2 以上の者 ②　日本留学試験（EJU）日本語（読解、聴解、聴読解）200 点以上の者 ③　BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上の者 ④　日本語を主言語として高校レベルで 3 年間以上の教育を受けた者 ⑤　日本語を主言語として学位を取得した者 ⑥　指導教員等のレターや証明書により JLPT の N2 相当以上の日本語能力を有していると証明できる ※上記要件⑤⑥を適用させる場合は事前に留学生課国際教育係へご相談ください。 【英語】 ①　TOEFL iBT 72 点以上の者 ②　IELTS 5.5 以上の者 ③　TOEIC L&R 785 点以上 ④　英語を主言語として高校レベルで 3 年間以上の教育を受けた者 ⑤　英語を主言語として学位を取得した者 ⑥　指導教員等のレターや証明書により CEFR B2 相当以上の英語能力を有していると証明できる者
仕送り	平均月額 90,000 円以下の者

在日扶養者	在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること
他奨学金	原則として、以下に該当しない者 ①　採用期間において他奨学金を受給する（予定を含む） ②　現在他奨学金へ申請中（直接応募を含む） ③　学習奨励費の他の枠へ申請する
海外留学支援制度	機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと
進路状況調査	学習奨励費受給後に、機構が本学を通じて行う進路状況調査に協力できる者

新型コロナウイルス感染症の影響により原本書類の提出や在籍確認への署名に困難が生じる場合、
また特例措置による対応を希望する場合は事前に留学生課国際教育係へご相談願います。

別紙２

推薦書類の作成・推薦日程

１　推 薦 書 類 の 作 成

- 以下の書類を作成し、9 月 27 日（月）までに提出してください。
  ただし、**１０月分在籍確認簿は、１０月　７日（木）までに別途提出願います。**
- 申請者の氏名は、姓、名の順で記載し、書類の氏名の記載は統一してください。

①	必須	推薦者一覧	エクセルファイルをメール添付にて提出願います。
②	必須	申請書	エクセルファイルをメール添付にて提出願います。
③	必須	在留カード（両面）	
④	必須	「ゆうちょ銀行通常貯金口座」通帳	口座名義、口座番号がわかるページ
⑤	必須	語学能力を確認できる根拠書類	語学スコア、証明書、指導教員からのレター等
⑥	必須	10 月在籍確認簿	
⑦		仕送り金額が確認できる根拠書類	仕送りがある場合のみ
⑧		在日扶養者の年収が確認できる根拠書類	在日扶養者がいる場合のみ

付記）
④について
・届出口座は本人名義であること
・名義氏名はパスポートに登載されている氏名に準拠していること
・右上に貴部局推薦順位及び氏名（在留カードと同様のアルファベット表記）を記入してください。
⑥について
・現受給者とは別様で作成してください。
・全ての申請者から署名確認を得てください。
・「推薦番号」欄は貴部局の推薦順位を記入してください。
・「学校名」には「大学名」、「学長（学校長）名」には「総長名」をご記入願います。

２　推 薦 日 程 等

今後の予定

10 月　7 日	10 月分在籍確認簿の提出（各部局→留学生課）
10 月上旬～10 月 14 日	本学被推薦者の決定通知（留学生課→各部局） 受給候補者をシステムに登録及び申請（留学生課→JASSO）
11 月上旬	受給者決定通知（JASSO→留学生課→各部局）
11 月 16 日	10 月分学習奨励費振込

*2021年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

私費外国人留学生身上調書

1. 身分・名前等

身　分	学部　　年　　学部研究生 MC　年　　DC　　年　　大学院研究生			学籍番号	
学科名 専攻名		指導 教員		研究室 TEL	
氏　名	（漢字　　）			既婚・未婚	
生年月日	年　月　日生 （年齢　　才）			国　籍	
東北大学 入学前の 在籍大学		年　月　卒業・修了			
東北大学 での移動 （新しい順番に）	在籍身分	在籍期間			
		年　月 ～ 現在			
		年　月 ～　年　月			
		年　月 ～　年　月			
住　居 （○で囲む）	ユニバーシティ・ハウス青葉山 ユニバーシティ・ハウス三条（Ⅱ・Ⅲ） ユニバーシティ・ハウス片平 国際交流会館東仙台会館 県・市営住宅・民間アパート（住所　　）	国際交流会館三条第一会館 国際交流会館三条第二会館 ユニバーシティ・ハウス長町			

2. 家族状況（母国の家族情報を含むこと。）

*配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する

氏　名	続柄	年齢	同/別居	職業	勤務先または学校名
	父				
	母				

*

*2021年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

家計状況申告書

在　籍	学部　　年　　学部研究生 MC　　年　　DC　　年　　大学院研究生	学籍番号	
氏　名			

家計状況

＊2020年4月から2021年3月までのあなたの家計状況について、1ケ月を平均して記入してください。
＊2020年10月入学の方は、2020年10月から2021年3月の家計状況について、1ケ月を平均して記入してください。

収　入		支　出	
自己資金（預金）	円	授業料	円
仕送り	円	住居費	円
奨学金	円	生活費	円
その他（　　）	円	その他（　　）	円
合　計	円	合　計	円

特記事項（経済状況について特に強調したいことがあれば記入してください）

奨学金受給状況

＊これまでに奨学金をもらったことがありますか？　　有り　・　無し　（〇で囲む）
＊有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間	月額・年額（〇で囲む）	奨学金の名称
年　月　～　年　月	月額・年額　円	
年　月　～　年　月	月額・年額　円	

*この2年間で申請して不採用だった奨学金名と申請した年を記入して下さい。（例：2021年　〇〇奨学金）

授業料免除の状況（研究生の期間を除く）

＊該当箇所を〇で囲む

2021年度	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	－	申請したが不許可だった
2020年度	後期	全額免除	半額免除		－	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除		－	申請したが不許可だった
2019年度	後期	全額免除	半額免除		－	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除		－	申請したが不許可だった